

建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務）

における平成31年度入札契約制度の改正について（お知らせ）

平成31年度、建設工事等に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、御留意ください。

（平成31年4月1日以降に公告又は指名通知等を行う案件から適用）

1、解体工事の発注について（建設工事）

解体工事の入札参加資格要件として、解体工事の建設業許可の取得と経営事項審査の受審をした上で、公告又は指名通知時点において、本市の入札参加資格者名簿へ登録されていることが必要となります。

2、最低制限価格、調査基準価格及び失格判断基準の算定方法について

（建設工事、工事に伴う委託業務共通）

最低制限価格、調査基準価格及び失格判断基準を算定する際に、千円未満の端数については切り捨てることとし、千円単位の価格とします。ただし、最低制限価格及び調査基準価格の算定において下限額（7/10）に相当する額を使用する場合に限り、切り上げることとします。

最低制限価格

- （1）費用区分の数値を算出する。（この際、一元未満の端数が出た場合でも切り捨てない。）
- （2）費用区分の合計額を算出し、千円未満の端数が出た場合は切り捨てる。【※1】
- （3）上限額（9/10）に相当する額を使用する場合には、千円未満の端数を切り捨てる。【※2】
下限額（7/10）に相当する額を使用する場合には、千円未満の端数を切り上げる。【※3】

【計算例】土木一式工事（価格競争）の場合

予定価格（税抜き）	8,218,000円	
直接工事費	4,325,950円×0.97＝	4,196,171.50円
共通仮設費	595,000円×0.90＝	535,500.00円
現場管理費	1,829,000円×0.90＝	1,646,100.00円
一般管理費等	1,468,661円×0.55＝	807,763.55円
合計	7,185,535.05円	
	↓	
	7,185,000円…①	【※1】
予定価格（税抜き）×0.9	7,396,200円	
	↓	
	7,396,000円…②	【※2】
予定価格（税抜き）×0.7	5,752,600円	
	↓	
	5,753,000円…③	【※3】

①の金額が、②の上限額（9/10）と③の下限額（7/10）の範囲内であるため、最低制限価格（税抜き）は7,185,000円となる。

[次頁につづく](#)

調査基準価格及び失格判断基準

○調査基準価格

- (1) 費用区分の数値を算出する。(この際、一元未満の端数が出た場合でも切り捨てない。)
- (2) 費用区分の合計額を算出し、千円未満の端数が出た場合は切り捨てる。【※1】
- (3) 上限額 (9/10) に相当する額を使用する場合には、千円未満の端数を切り捨てる。【※2】
下限額 (7/10) に相当する額を使用する場合には、千円未満を切り上げる。【※3】

○失格判断基準

- (1) 費用区分の数値を算出する。(この際、一元未満の端数が出た場合でも切り捨てない。)
- (2) 費用区分の合計額を算出し、千円未満の端数が出た場合は切り捨てる。【※4】

【計算例】 補償コンサルタント業務 (価格競争) の場合

予定価格 (税抜き) 10,940,000 円				
調査基準価格	直接原価	4,738,490 円 × 1.0 =	4,738,490.00 円	
	その他原価	2,373,727 円 × 0.8 =	1,898,981.60 円	
	一般管理費等	3,827,783 円 × 0.3 =	1,148,334.90 円	
	合計		7,785,806.50 円	
			↓	
			7,785,000 円…①	【※1】
	予定価格 (税抜き) × 0.9		9,846,000 円	
			↓	
			9,846,000 円…②	【※2】
	予定価格 (税抜き) × 0.7		7,658,000 円	
		↓		
		7,658,000 円…③	【※3】	
①の金額が、②の上限額 (9/10) と③の下限額 (7/10) の範囲内であるため、調査基準価格 (税抜き) は 7,785,000 円となる。				
失格判断基準	直接原価	4,738,490 円 × 0.9 =	4,264,641.00 円	
	その他原価	2,373,727 円 × 0.4 =	949,490.80 円	
	一般管理費等	3,827,783 円 × 0.2 =	765,556.60 円	
	合計		5,979,688.40 円	
			↓	
			5,979,000 円	【※4】
失格判断基準 (税抜き) は 5,979,000 円となる。				

3、公契約条例における特定公契約に係る労働報酬下限額について

(予定価格 1 億 5,000 万円以上の建設工事)

設計労務単価の改定に伴い、各職種の労働報酬下限額 (未熟練者を含む) を改定しました。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市公契約条例について <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>

問合せ先 豊橋市契約検査課 工事契約担当 電話 0532-51-2155・2156
豊橋市上下水道局 総務課 電話 0532-51-2705・2706
豊橋市民病院 管理課 電話 0532-33-6365